吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号
及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2021 年 7 月 1 日

株式会社日立プラントコンストラクション
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス

2021年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
株式会社日立プラントコンストラクション
代表取締役　稲田　康徳

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株式会社東京エネシス
代表取締役社長　社長執行役員　熊谷　努

株式会社日立プラントコンストラクション（以下「分割会社」といいます。）と株式会社東京エネシス（以下「承継会社」といいます。）が、2021年5月17日付吸収分割契約に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、分割会社が保有する火力発電関連事業の一部（以下「承継事業」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
   2021年7月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
   (1) 吸収分割会社における株主の差止請求
   本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
   (2) 反対株主の株式買取請求
   本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条に定める手続は行っておりません。
   (3) 新株予約権買取請求
   分割会社は、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権を発行していないため、会社法第787条に定める手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

分割会社は、2021 年 5 月 17 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、分割会社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第 796 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 797 条第 1 項但書に定める場合に該当するため、会社法第 797 条に定める手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

承継会社は、2021 年 5 月 17 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、承継会社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日である 2021 年 7 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社が承継事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は約 4,937 百万円、負債の額は約 5,363 百万円（いずれも概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更の登記は、2021 年 7 月 1 日に申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以　上